

福岡県公報

令和三年三月二日
第百七十九号
増刊
①

目次

規則(第十号)

○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) …………… 一

規則

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年三月二日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則(昭和五十二年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

庭球場の照明	三〇分以内	五四〇円
--------	-------	------

を

庭球場の照明	名島運動公園	三〇分以内	二六〇円
	春日公園	三〇分以内	五四〇円
	筑豊緑地		
	筑後広域公園		

に改める。

様式第一号から様式第六号までの様式中「㊦」を削る。

様式第六号の三中「㊦」を削り、「注 ※のある欄は記入しないこと。」や「注 1 ※のある欄は記入しないこと。」
2 受領の際は、氏名を目撃することにより、押印を省略することができる。」に改める。

様式第七号、様式第九号及び様式第十号中「㊦」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)